

(評議員会用)

白楊ヶ丘同窓会東京支部規約

第1章 総則

(名称、事務所)

第1条 本会は、白楊ヶ丘同窓会東京支部と称する。

2 本会の事務所は支部長宅に置くものとする。ただし、理事会の承認を得て支部長宅以外の場所に事務所を置くことを妨げない。(目的)

第2条 本会は、母校（北海道庁立函館中学校、北海道立函館高等学校および北海道函館中部高等学校をいう。以下同じ。）ならびに白楊ヶ丘同窓会本部および他支部との連絡を密にし、会員相互の親睦融和を図り、母校教育の精神を発揚し、母校の発展に寄与するとともに、函館市および同市内の他高校との交流等を通して、故郷の発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、通常会員および特別会員をもって組織する。

2 関東地区に在住する白楊ヶ丘同窓会通常会員(母校卒業生およびかつて母校に在学した者をいう。以下同じ。)を本会の通常会員とする。

3 前項の規定にかかわらず、関東地区に在住しもしくは在勤したことがあるなど同地区にゆかりのある白楊ヶ丘同窓会通常会員は、その者の希望により本会の通常会員とすることができる。

4 関東地区に在住する母校の旧職員は、特別会員とする。

第2章 役員

(役員、選任)

第4条 本会に次の役員を置く。

1) 支部長 1名

評議員会が評議員の中から選出する。

2) 副支部長 若干名

支部長が評議員の中から指名し、評議員会の同意を得て選任する。

3) 理事 30名以内

支部長が評議員の中から指名し、評議員会の同意を得て選任する。

4) 評議員

通常会員の中から、卒業回期別に互選する。互選する評議員の数は、各期1人から3人程度とする。

5) 監事 2名

議員会が通常会員の中から選出する。

(評議員会用)

(職務)

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副支部長は、支部長を補佐し、会務を分担指揮し、支部長事故あるときは、卒業回期の順により、支部長の職務を行うものとする。
- 3) 理事は、会務を分担処理する。支部長の指名により、理事のうち1名を会計担当理事とし、本会の会計を処理するほか、本会の銀行口座の開設及び管理を行う。
- 4) 評議員は、卒業回期の会員を代表する。
評議員は、所属卒業回期会員の動静を把握し、会務執行に協力する。
- 5) 監事は、毎年1回会計を監査し、結果につき支部長および評議員会に文書をもって報告する。監事は評議員会に出席して意見を述べることができる。
なお、必要と認めた場合は、随時監査を実施することができる。

(任期等)

第6条 役員の任期は3年とし、選出または選任された年の親睦大会終了をもって始期とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 役員が任期の途中で欠けたときは、後任の役員を選出または選任することができる。支部長および監事を除く役員は、必要があるときは、任期の途中であっても増員のための選出または選任をすることができる
- 3 前項の規定により選出または選任された役員の任期は、前任または現任者の残存期間とする。
- 4 支部長、副支部長、会計担当理事および監事は、その氏名および住所（監事にあつては住所の記載を要しない。）を就任時期（退任せずに再任された場合にあつては最初の就任時期）および退任時期とともにこの規約末尾添付の別表に記載する。

(顧問)

第7条 支部長は、評議員会に諮り、顧問を推挙することができる。

- 2 顧問は、支部長の諮問に応ずる。

第3章 会議

(会議の区分、構成)

第8条 本会の会議を分ち、評議員会および理事会とする。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。支部長及び副支部長は当然に理事となる。
- 4 第1項の会議は、支部長が招集し、議長となる。なお、理事会は、理事が定められた場所に出席して対面で開催することが困難な場合に限り、インターネットによるリモート会議等の映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって開催することができる。また、評議員会については、評議員が

(評議員会用)

定められた場所に出席して対面で開催することが困難な場合に限り、評議員が議案に対して書面または電磁的記録により示した賛否をもって評議員会の決議があったものとみなすことができる。

5 会議の議案は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約に関する議決は、評議員会の出席者数の3分の2以上の賛成を要する。

(評議員会)

第9条 評議員会は、次の事項につき審議決する。

- 1) 支部長、副支部長、理事および監事の選任または選出に関する事項
- 2) 規約の制定および改廃に関する事項
- 3) 会費、財務および事業計画(報告)に関する事項
- 4) その他議長が必要と認める事項

(理事会)

第10条 理事会は、次の事項を執行する。

- 1) 評議員会の決定および委任事項
 - 2) 会務執行に関し必要と認める事項
- 2 会務執行のため、会務分掌規程を設けることができる。

第4章 事業

(内容)

第11条 本会は、次の事業を行う。

- 1) 会報の発行
- 2) 会員名簿の作成
- 3) 親睦大会および新人歓迎会の開催
- 4) 本会のホームページの制作および管理ならびにソーシャルネットワークサービス等利用した本会の情報発信
- 5) 函館市および同市内の他高校との交流その他の渉外活動
- 6) 前各号のほか評議員会において必要と認める事項

(会報)

第12条 毎年1回会報を発行し、会員に配付する。

2 会報は、「東京白楊だより」と称し、会務、事業および財務その他必要事項を掲載する。

(名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成することができる。

2 会員名簿は、原則として非公開とし、頒布等は行わない。

(評議員会用)

(大会)

第14条 本会は、毎年1回親睦大会を開催する。

2 親睦大会の運営方法は、理事会が決める。

(会員の動静)

第15条 会員は、その住所または氏名などに異動があるときは、速やかにその旨を所属卒業回期評議員に連絡するものとする。ただし、評議員が欠けている卒業回期に所属する会員は、本会に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた評議員は、速やかに本会に連絡するものとする。

(会員の慶弔)

第16条 会員に慶弔あるときは、本会の名において慶弔の意を表することができる。

(本部への事業報告)

第17条 白楊ヶ丘同窓会本部への本会の事業運営状況の報告は、会報により報告する。

第5章 財務

(財源)

第18条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

2 通常会員の負担する会費の額は、評議員会が別に定める。

3 特別会員は、会費の負担を要しない。

(剰余金)

第19条 剰余金は、次年度に繰越しする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の銀行口座の名義は「白楊ヶ丘同窓会東京支部」とし、その代表者として会計担当理事とその住所を届け出る。

附則

第1条 この規約は、昭和58年10月21日から施行する。ただし、第6条第1項は、昭和60年度の大会の日から施行する。

第2条 昭和58年10月21日現に支部長、副支部長および監事の職に在るものは、第4条第1号、第2号および第5号の規定により、選出または選任されたものとする。

2 昭和58年10月21日現に理事の職に在るものは、第4条第4号に定める評議員に互選されたものとする。

3 昭和58年10月21日現に常任理事の職に在るものは、第4条第3号に定める理事に選任されたものとする。

(評議員会用)

附則（令和4年 月 日改正附則）

第1条 改正された規定は、令和4年5月1日から施行する。

第2条 この規約の原本は、支部長が署名捺印し、本会の事務所において支部長が保管する。

以上

令和4年4月30日

支部長

⑨